

事 務 連 絡
平成25年12月24日

各都道府県選挙管理委員会事務局 }
各都道府県議会事務局 } 御中

総務省自治行政局選挙部選挙課

都道府県議会議員の選挙区設定の見直し（公職選挙法の一部を改正する法律）
Q & Aの送付について

公職選挙法の一部を改正する法律（平成25年法律第93号）については、「公職選挙法の一部を改正する法律の施行について（平成25年12月11日付け総行選第108号総務大臣通知）」により通知されたところですが、別添のとおり都道府県議会議員の選挙区設定の見直し（公職選挙法の一部を改正する法律）Q & Aをとりまとめましたので、事務の参考にしてください。

なお、貴都道府県内の市町村に対しても、周知願います。

都道府県議会議員の選挙区設定の見直し
(公職選挙法の一部を改正する法律) Q & A

【Q 1】 今回の都道府県議会議員の選挙区設定の見直しに係る公職選挙法の改正は、どのような経緯・趣旨で行われたのでしょうか。

【A】

- これまで、都道府県議会議員の選挙区は、公職選挙法の規定により、郡市の区域によることとされ、また、指定都市においては、行政区の区域によることとされてきました。
- しかし、現在、「郡」は行政単位としての実質がなく、単なる地理的名称となっており、また、市町村合併の進行により地域代表の単位としての「郡」の存在意義が大きく変質している状況にあります。さらに、地方分権が進展し、地方の自主性をより尊重すべきという時代の潮流もあります。
- そうした中で、全国都道府県議会議長会からは、平成21年より、都道府県議会議員の選挙区について、「郡市の区域による」こととしている公職選挙法の規定を改正し、全国的に守られるべきルールを明らかにした上で、地域の実情を踏まえ、都道府県が条例で自主的に選挙区を規定できるような法改正を求める要請が、なされてきました。
- 今回の法改正は、こうした現状等に鑑み、都道府県議会議員の選挙区について、条例で定めることとするとともに、一定の要件の下で、市町村を単位として設定することとし、また、指定都市の区域においては、行政区の区域を分割せずに2以上の区域に分けた区域を単位として設定することとして、各党各会派による議論を経て、議員立法で行われました。

【Q2】 今回の法改正により、都道府県議会議員の選挙区設定は、これまでとどのような点が変わるのでしょうか。

【A】

- これまで、都道府県議会議員の選挙区は、公職選挙法で、郡市の区域（指定都市は行政区の区域）によることとされ、強制合区や任意合区の場合等に限り、都道府県の条例で定めることとされてきました。

- 今回の改正法では、
 - ① 選挙区の規定方法について、条例で全ての選挙区を定める
 - ② 選挙区設定のルールについて、一定の要件の下で、市町村を単位とすることとし、また、指定都市の区域においては、行政区の区域を分割せずに2以上の区域に分けた区域を単位とすることとして、各都道府県の自由度を高めることとされました。

都道府県議会議員の選挙区・定数の設定について — 一公職選挙法の一部を改正する法律(平成25年法律第93号)による改正前後の比較表 —

改正後	改正前
<p>○選挙区の設定</p> <p>(原則) 都道府県議会議員の選挙区は、</p> <p>①一の市の区域 ②一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域 ③隣接する町村の区域を合わせた区域 のいずれかによることを基本とし、条例で定める。(法第15条第1項)</p> <p>※ 市の区域: 東京23区は特別区の区域(法第266条第1項)</p> <p>(強制合区) 法第15条第1項の選挙区は、その人口が議員一人当たりの人口の半数以上になるようにしなければならない。この場合において、一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数に達しないときは、隣接する市町村の区域と合わせて一選挙区を設けるものとする。(法第15条第2項)</p> <p>※ 議員一人当たりの人口=都道府県の人口/議員定数</p> <p>(市の区域の任意合区) 一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上で議員一人当たりの人口に達しないときは、隣接する市町村の区域と合わせて一選挙区を設けることができる。(法第15条第3項)</p> <p>(町村の区域の取扱い) 一の町村の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であるときは、当該町村の区域をもって一選挙区とすることができる。(法第15条第4項)</p> <p>(指定都市の区域の取扱い) 指定都市に対し法第15条第1項から第3項までの規定を適用する場合における市の区域は、当該指定都市の区域を二以上の区域に分けた区域とし、この場合においては、区の区域を分割しないものとする。(法第15条第9項)</p>	<p>○選挙区の設定</p> <p>(原則) 都道府県議会議員の選挙区は、都市の区域による。(法第15条第1項)</p> <p>※ 市の区域: 東京23区は特別区の区域(法第266条第1項) 指定都市は区の区域(法第269条) 郡の区域: 東京都の支庁の所管区域を含む 北海道は支庁(総合振興局・振興局)の所管区域 (法第271条第1項)</p> <p>(強制合区) 郡市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数に達しないときは、条例で隣接する郡市の区域と合区しなければならない。(法第15条第2項)</p> <p>※ 議員一人当たりの人口=都道府県の人口/議員定数</p> <p>(任意合区) 郡市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上で議員一人当たりの人口に達しないときは、条例で隣接する郡市の区域と合区することができる。(法第15条第3項)</p>

改正後	改正前
<p>(経過措置) 法第15条第1項の規定にかかわらず、施行日の前日における選挙区で隣接していない町村の区域を含むものがあるときは、当該選挙区に係る区域の変更が行われるまでは、その区域をもって一選挙区とすることができる。(改正法附則第3条)</p>	<p>(飛地特例) 一の郡の区域が他の郡市の区域により二以上の区域に分断されている場合、又は分断されていないが地勢及び交通上これに類似する状況にある場合については、当該各区域又はそれらの区域を合わせた区域を郡の区域とみなすことができる。(法第15条第4項)</p>
<p>(衆議院小選挙区特例) 一の市町村の区域が二以上の衆議院小選挙区に属する区域に分かれている場合には、当該各区域を市町村の区域とみなすことができる。(法第15条第5項)</p>	<p>(衆議院小選挙区特例) 一の郡市の区域が二以上の衆議院小選挙区に属する区域に分かれている場合には、当該各区域を郡市の区域とみなすことができる。(法第15条第5項)</p>
<p>(特例選挙区) 昭和41年1月1日現在において設けられている選挙区については、当該区域の人口が議員一人当たり人口の半数に達しなくなった場合においても、当分の間、当該区域をもって一選挙区を設けることができる。(法第271条)</p>	<p>(特例選挙区) 昭和41年1月1日現在において設けられている選挙区については、当該区域の人口が議員一人当たり人口の半数に達しなくなった場合においても、当分の間、条例で当該区域をもって一選挙区を設けることができる。(法第271条第2項)</p>
<p>(合併特例) 市町村合併に際して、条例で合併が行われた日から次の一般選挙により選挙される議員の任期が終わる日までの間に限り、 ・従前の選挙区によること(従前特例) ・又は合併市町村の区域が従前属していた選挙区の区域を合わせて一選挙区を設けること(包括特例) ができる。(合併特例法第21条第1項)</p>	<p>(合併特例) 市町村合併により郡市の区域の変更を生ずる場合、条例で合併が行われた日から次の一般選挙により選挙される議員の任期が終わる日までの間に限り、 ・従前の選挙区によること(従前特例) ・又は合併市町村の区域が従前属していた郡市の区域を合わせて一選挙区を設けること(包括特例) ができる。(合併特例法第21条第1項)</p>
<p>(選挙区設定の考慮事項) 法第15条第1項から第4項までの規定により選挙区を設ける場合には、行政区画、衆議院小選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。(法第15条第7項)</p>	<p>(強制合区・任意合区の考慮事項) 法第15条第2項及び第3項の規定により、強制合区・任意合区を行う場合には、行政区画、衆議院小選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。(法第15条第7項)</p>
<p>○定数の設定 ・都道府県議会議員の定数は、条例で定める。(地方自治法第90条第1項) ・各選挙区において選挙すべき議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。(法第15条第8項)</p>	<p>○定数の設定 ・都道府県議会議員の定数は、条例で定める。(地方自治法第90条第1項) ・各選挙区において選挙すべき議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。(法第15条第8項)</p>

※ 改正後においても、従前の選挙区をそのまま維持することも可能となっています。

※ 「法」: 公職選挙法

「合併特例法」: 市町村の合併の特例に関する法律

【Q3】 今回の法改正により、各都道府県は必ず選挙区を変更しなければならないのですか。

【A】

- 今回の改正法による都道府県議会議員の選挙区設定ルールの変更は、その要件を緩和して、各都道府県の自由度を高めるものですが、
 - ・ 選挙区設定において、他の市町村の区域と合わせる場合には、「隣接」を要件にしているものの、改正法の施行日の前日において、郡の区域が他の郡市の区域により分断されて飛地選挙区となっている場合には、当該選挙区を変更しない限り、そのまま維持することを可能とする経過措置を設ける（改正法附則第3条）
 - ・ 「特例選挙区」制度を維持する（公職選挙法第271条）等の措置が講じられています。

- したがって、各都道府県の判断により、従前の選挙区を必ずしも変更しなければならないというものではありません。

【Q4】 改正後の公職選挙法第15条第1項から第3項までにおいて、他の市町村の区域と合わせて選挙区を設定することができる要件とされている「隣接する」とは、どういうことですか。（選挙区内の全ての市町村が、互いに接し合っている必要があるのですか。）

【A】

- 改正後の公職選挙法第15条第1項から第3項までにおける「隣接する」とは、選挙区内の市町村が、市町村自体が飛地になっている場合を除き、飛地になることなく、ひとまとまりになっていることを意味するものとされています。
したがって、選挙区内の全ての市町村が、互いに接し合っていることまでは必要とされていません。

【Q5】 各都道府県は、いつまでに都道府県議会議員の選挙区を設定する条例を整備する必要があるのですか。

【A】

- 今回の改正法は、全国都道府県議会議長会からの要請も踏まえ、通例であれば、4年ごとの特例法の制定により、次回は平成27年4月に実施されることとなる統一地方選挙から適用することができるよう、施行日は平成27年3月1日とされています（改正法附則第1条）。
- また、今回の改正法では、通例であれば平成27年4月に実施される統一地方選挙の対象となる道府県議会議員の一般選挙はもとより、施行日（平成27年3月1日）以後に告示される全ての都道府県議会議員の一般選挙から、改正後の公職選挙法及びこれに基づく条例で定める選挙区で行うこととする適用区分規定が定められています（改正法附則第2条）。
- 都道府県議会議員の一般選挙は、任期満了による場合のほか、例えば、不信任議決を受けた都道府県知事による解散（地方自治法第178条第1項）、住民のリコール請求に基づく解散（同法第78条）や議会の議決による自主解散（地方公共団体の議会の解散に関する特例法第2条第3項）といった場合にも行われることとなります。
- したがって、各都道府県においては、条例の周知期間なども考慮し、遅くとも今回の改正法の施行日（平成27年3月1日）の前日までに、改正後の公職選挙法に基づき選挙区を設定する条例を定めておく必要があります。

【Q6】各都道府県は、今回の法改正を受けて、どのような条例を整備する必要があるのですか。

【A】

- 今回の法改正前においては、都道府県議会議員の選挙区は、公職選挙法で、「郡市の区域による」（公職選挙法第15条第1項）とされ、強制合区や任意合区の場合等に限り、条例で定めることが求められていました。

また、各選挙区において選挙すべき議員の数は、公職選挙法で、条例で定めることとされてきました（公職選挙法第15条第8項）。

- これに対し、今回の改正法では、都道府県議会議員の全ての選挙区を条例で規定することとされています（公職選挙法第15条第1項）。

したがって、各都道府県においては、従前の選挙区を変更する場合、従前の選挙区を維持する場合のいずれにおいても、遅くとも改正法の施行日（平成27年3月1日）の前日までに、公職選挙法第15条等の規定に基づいて、全ての選挙区（名称・区域）及び各選挙区において選挙すべき議員の数を条例で規定しておく必要があります。

【Q7】改正法の施行後も従前の選挙区を維持することとする場合には、既に全ての選挙区（名称・区域）及び各選挙区において選挙すべき議員の数を条例で規定しており、改正法の内容と齟齬が生じないときにも、条例改正は必要なのでしょうか。

【A】

- 今回の改正法では、遅くとも改正法の施行日（平成27年3月1日）の前日までに、公職選挙法第15条等の規定に基づいて、都道府県議会議員の全ての選挙区（名称・区域）及び各選挙区において選挙すべき議員の数を条例で規定しておく必要があります。

- このため、今回の改正法により、各都道府県における条例の整備が要請されるところですが、その際、従前の選挙区を維持することとする場合において、条例で既に改正法が要請する事項を規定しており、改正法の内容と齟齬が生じないときには、そのまま当該条例を適用させることも、法律上否定されるものではありません。

【Q8】 今回の法改正後に、選挙区名や選挙区の区域を条例で定める際に、「郡」の名称を使用することはできるのでしょうか。

【A】

- 選挙区名は、従前から都道府県が条例で自由に定めることができることとされており、この点は、今回の法改正後も変更ありません。

したがって、今回の法改正後において、条例で選挙区名を定める際に、「郡」の名称を使用することは可能とされています。

- また、選挙区の区域についても、「郡」は、行政単位としての実質がなくなっているものの、現在においても地理的名称として様々な場面で活用されています。

（衆議院小選挙区を定める公職選挙法別表第1においても、選挙区の区域を示す表記として、「郡」の名称が用いられています。）

したがって、今回の法改正後において、条例で選挙区の区域を定める際に、町村を単位とした地域的なまとまりを表示する地理的名称として、「郡」の名称を使用することは可能とされています。

（なお、当然のことながら、選挙区の区域が「郡」の区域と一致しない場合には、「郡」の名称のみならず、市町村の名称等を使用する必要があります。）